

令和 8 年度

宇城市老朽危険空き家等除却推進事業補助金

募集要項

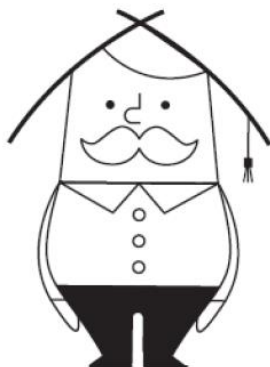
事業趣旨

「老朽危険空き家等除却推進事業補助金」は、地域住民の安心・安全に影響を与え、景観上の問題を引き起こす空き家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する「空き家等」のうち、主として居住の用のために建てられた建物で、1 年以上使用されていないものをいう。以下同じ。）の解体・除却に対し、補助金を交付することで安全性や景観の維持向上を図る事業です。

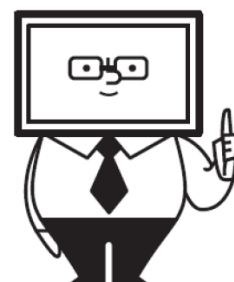
本補助金の活用により、老朽危険空き家等の解体を進め、その後の利活用につながることも目的のひとつです。

空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。



宇城市



【注意事項】

- 補助金の交付決定前に、解体工事を始めることはできません。
- 令和9年2月末までに、解体工事業者への工事代金の支払いを完了してください。

1. 補助対象事業

次の条件をすべて満たす事業が対象となります。ただし、空き家1戸につき1回に限ります。

- ① 空き家等を除却し、敷地全体を空き家等（空き家に付随する工作物、立木等を含む）の定着物がない土地にする工事を行う事業（※1）
- ② 令和9年2月末日まで（工事代金の支払い含む）に完了できる事業

※1 周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、立木及び地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができます。

2. 補助対象者

次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 所有者等（※2）であること。
- ② 市税を滞納していない者であること。
- ③ 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をした者でないこと。

※2 老朽危険空き家等の所有者、若しくは当該所有権の相続権利者又は法定後見制度による所有者の代理人で個人である者



3. 補助対象空き家等

下表の6項目すべてを満たすもの

No.	要件
①	「住宅の不良度判定基準（別表1）の評定項目の評定の合計が100点以上」かつ「周辺への危険度判定基準（別表2）のいずれかの項目に該当する状態」であること。 ※事前調査申請後、宇城市が現地調査を行います。
②	空き家等が宇城市内にあること。
③	同一敷地内に居住の実態がないこと。
④	事業対象空き家等に抵当権等が設定されていないこと。
⑤	老朽危険空き家等又はその敷地を売買で取得した場合は、取得から交付申請までに1年以上経過していること。
⑥	補助対象事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

4. 補助額

補助額の算定は、補助対象経費に基づいて次の計算式により算出され、予算の範囲内で補助金を交付します。

$$\text{補助対象経費(消費税相当額を除く)} \times 2/5 = \text{補助額 (上限額 50万円)}$$

5. 補助対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
①空き家等の解体・除却工事に要する経費 (残置物の処分費用を含む) ②空き家等の解体・除却に伴う廃材等の処分経費 ③周囲への安全を確保する上で、交付対象空き家等の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に関する費用	①「3. 補助対象空き家等」以外の建築物の解体・除却費用 ②空き家に附属する工作物、樹木等の解体・処分費用

※除却工事に要する費用の単価(円/m²)は、国の標準除却費の単価が上限になります。(R8年度：木造●●●●円、非木造●●●●円)



6. 申請方法

交付申請の前に、事前調査を受ける必要があります。事前調査の申請は、必要書類を添えて宇城市役所地域振興課にご提出ください。必要書類については、「8. 事業の流れ」でご確認ください。なお、申請書類は、地域振興課で配付するほか、宇城市ホームページからダウンロードできます。

【二次元コード】



7. 情報の公開

補助金を受けて解体・除却された空き家等については、事業の周知や啓発活動の一環として、個人情報などを除き、広報紙やホームページ等に掲載することがあります。

8. 事業の流れ

事業の検討・相談
《申請者》

P1の「1. 補助対象事業」～「3. 補助対象空き家等」に該当する見込があるか検討

事前調査申請書
提出
《申請者》

交付申請の前に「事前調査申請書（様式第1号）」を提出してください。

No.	必要書類等	チェック
①	事前調査申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	付近見取図	<input type="checkbox"/>
③	配置図	<input type="checkbox"/>
④	現況写真（建物及び敷地の状況が分るものを2面以上）	<input type="checkbox"/>
⑤	建物の全部事項証明書（発行3か月以内のもの） ※未登記の場合は固定資産税評価証明書（発行3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑥	身分証明書（※3）写し ※3 顔写真入りは1点、顔写真がないものは官公署発行のものを含み2点（健康保険証、年金手帳、社員証など）	<input type="checkbox"/>

事前調査実施
《市》

交付申請受付に先立ち、職員による現地調査を行います。
調査結果は、「事前調査結果通知書（様式第2号）」でお知らせします。

交付申請
《申請者》

事前調査の結果、「交付申請の手続可能」と記載されていれば、「交付申請書等（様式第3号）」を提出してください。

No.	必要書類	チェック
①	戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理通知書 ※相続権利者等の確認が必要な場合のみ	<input type="checkbox"/>
②	補助対象経費が確認できる見積書の写し（1社） ※対象外経費は除いたもの	<input type="checkbox"/>
③	市税等の確認に係る同意書（別紙1）	<input type="checkbox"/>
④	市税等の未納がないことの証明書（発行されて3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑤	除却同意書（様式第4号）（※4） ※4 所有者又は相続権利者が複数人いる場合のみ	<input type="checkbox"/>
⑥	解体工事の工程表	<input type="checkbox"/>
⑦	暴力団関係者でないことの誓約書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>

次ページへ続く

交付（不交付）決定
通知《市》

事業着手
(着手届提出)

変更交付申請書
提出《申請者》

変更交付決定
通知《市》

完了報告
《申請者》

交付申請内容を審査し、その結果を「交付（不交付）決定通知（様式第6号）」にてお知らせします。

交付決定通知が届いたら、工事着手が可能となります。「補助事業着手届（様式第7号）」を提出し、空き家等の解体・除却を実施します。なお、**工事終了後の提出書類に「解体・除却工事中の状況写真」が必要です。撮影をお願いします。**

また、事業の途中で、交付決定を受けている**事業内容や対象経費に変更が生じる場合は、事前に「補助金交付変更申請書（様式第8号）」の提出が必要です。「補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（様式第9号）」が届くまでは、工事を中断してください。**

※中止する場合は「補助金交付申請取下書（様式第15号）」の提出が必要です。

解体・除却事業が終了したら、必要書類を添付して「除却完了報告書（様式第10号）」を提出してください。

（代理受領を行わない場合）

No.	必要書類	チェック
①	解体・除却工事費の領収書の写し	<input type="checkbox"/>
②	除却工事完了届の写し（※5） ※5 解体工事を行った事業者が作成するもの	<input type="checkbox"/>
③	除却工事中の状況写真	<input type="checkbox"/>
④	除却工事完了後の写真	<input type="checkbox"/>

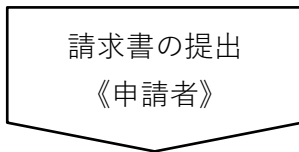
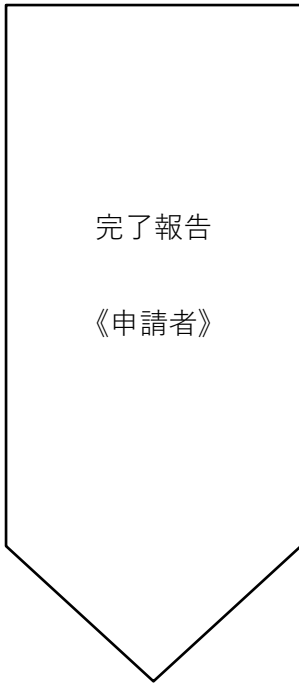
【代理受領制度について】

宇城市が交付する補助金を申請者に代わり解体業者が直接受け取ることができる制度です。

この制度を利用すれば、申請者は解体費用の総額から補助金を差し引いた分の支払いだけで済み、工事費用の全額を用意する必要がなくなるため、金銭面での負担が軽減されます。

なお、この制度を利用するにあたっては、**申請者と解体業者の双方が制度の利用に同意**した上で、申請者が解体業者に補助金の受領を委任することが出来ます。

次ページへ続く



(代理受領を行う場合)

No.	必要書類	チェック
①	解体・除却工事費の請求書の写し	<input type="checkbox"/>
②	解体・除却工事費の費用から交付決定額を差し引いた額の領収書の写し	<input type="checkbox"/>
③	除却工事完了届の写し (※5) ※5 解体工事を行った事業者が作成するもの	<input type="checkbox"/>
④	除却工事中の状況写真	<input type="checkbox"/>
⑤	除却工事完了後の写真	<input type="checkbox"/>
⑥	代理受領委任状(様式第 11 号)	

完了報告書の内容を審査し、内容が適当と認められた場合、「補助金額確定通知書 (様式第 12 号)」にて補助金額をお知らせします。

補助金額の確定通知が届いたら、「補助金請求書 (様式第 13 号)」を提出してください。

請求日に記載されている口座に請求日から 30 日以内に補助金を支払います。

9. 住宅の不良度判定基準（別表1）

不良度判定基準（木造、鉄骨造）

判定区分	評価項目	評価内容		評点	最高 評点
構造一般 の程度	基礎	1	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		2	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	柱	1	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5センチメートル未満のもの	20	
	外壁又は界壁	1	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	床	1	主要な居室の床の高さが45センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
	天井	1	主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	開口部	1	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
構造の腐 朽又は破 損の程度	床	1	根太落ちがあるもの	10	100
		2	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	基礎、土台、 柱又ははり	1	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		2	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		3	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
	外壁又は界壁	1	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		2	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	1	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		2	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		3	屋根が著しく変形したもの	50	
防火上又 は避難上 の構造の 程度	外壁	1	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
		2	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	防火壁、界 壁等	1	防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	10	
		2	防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20	

	屋根	1	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
	廊下、階段等	1	廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
		2	廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20	
電気設備	主要な居室の電灯	1	主要な居室に電灯がないもの	20	30
	共用部分の電灯	1	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
給水設備	水栓の位置	1	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		給水源	1	井戸を直接利用するもの	
		2	雨水等を直接利用するもの	30	
	水栓の使用 方法	1	水栓を共用するもの	10	
2		水栓を10戸以上で共用するもの	20		
排水設備	汚水	1	汚水の排水末端が吸込みますであるもの	10	30
		2	汚水の排水設備がないもの	20	
	雨水	1	雨樋がないもの	10	
台所	台所の有無	1	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
	台所の設備	1	台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
		2	台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
	台所の使用 方法	1	台所を共用するもの	10	
2		台所を10戸以上で共用するもの	20		
便所	便所の有無	1	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
	便所の位置	1	便所が戸内にないもの	10	
	便槽の形式	1	便槽が改良便槽であるもの	5	
		2	便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
	便所の使用 方法	1	便所を共用するもの	10	
		2	便所を10戸以上で共用するもの	20	

※各評価項目につき該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評点は、当該評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。なお、各判定区分の評点の合計が最高評点を超えた場合は、評点の合計ではなく最高得点を合算する。ただし、判定区分中「構造の腐朽又は破損の程度」の評価項目について、当該評価内容の一部の項目による評価で最高評点に達した場合、残りの項目については評価しない。

10. 周辺への危険度判定基準（別表2）

危険度判定基準

調査項目	危険度なし	危険度あり	危険度高
学校・保育園等	直線距離 1 km以上	直線距離 1 km未満	隣接
幹線道路・通学路等	直線距離 500m以上	直線距離 500m未満	面している
公共施設等 (不特定多数が利用する施設)	直線距離 1 km以上	直線距離 1 km未満	隣接
隣接地への影響の有無	なし	あり	

※「危険度高」が1つ以上又は「危険度あり」が2つ以上の場合に該当する。